

## 青森競輪あり方検討会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、青森競輪あり方検討会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 本市競輪事業の今後のあり方について検討するため、青森競輪あり方検討会（以下「検討会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第3条 検討会は、次に掲げる事項を検討し、その検討結果を市長に報告するものとする。

- (1) 本市競輪事業の現状評価
- (2) 本市競輪事業の今後の見通し
- (3) 本市競輪事業の今後のあり方及び存続又は廃止の検討
- (4) 本市競輪事業に関し、特に取り組むべき事項

### (組織)

第4条 検討会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の規定により市長に報告書を提出する日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委員長)

第5条 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 検討会の庶務は、企画財政部競輪場管理課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

### 附 則

#### (実施期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

#### (失効)

2 この要綱は、第3条の規定により市長に報告書が提出された日限り、その効力を失う。